

山形広域環境事務組合行政不服審査条例

平成28年2月
山広環条例第1号

改正 平成28年7月山広環条例3号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、山形広域環境事務組合行政不服審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設置)

第3条 山形広域環境事務組合は、法に基づく審査請求がされたとき（法第43条第1項の規定により審理員意見書を第三者機関に諮問しなければならない場合に限る。）は、法第81条第2項の機関として、山形広域環境事務組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、その審査請求に係る調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員は、第3条第2項の規定により審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、会長及び2人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

(専門委員)

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が委嘱する。

3 専門委員は、専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員又は専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長への委任)

第10条 第3条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(手数料)

第11条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料（次条において「手数料」という。）の額は、別表に定めるとおりとする。

(手数料の減免)

第12条 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により、審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては審査庁。次項において同じ。）は、法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第13条 前2条の規定は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付の手数料及び当該手数料の減額又は免除について準用する。この場合において、第11条中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）」とあるのは「法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項」と、前条中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第5項（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により、審理員（法第9条第3項に規定する場合にあっては審査庁。次項において同じ。）」とあるのは、「法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第5項の規定により審査会」と、「法第38条第1項（他の法令において準用する場合を含む。次項において同じ。）」とあるのは「法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(罰則)

第15条 第9条の規定に違反して秘密を洩らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平成28条例3・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(山形広域環境事務組合特別職の職員の報酬に関する条例の一部改正)

2 山形広域環境事務組合特別職の職員の報酬に関する条例(昭和43年共衛条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1報酬表に次のように加える。

行政不服審査会の委員・専門委員	日 額	6,000円
-----------------	-----	--------

別表(第11条関係)

種別		金額	
電子複写機による複写(日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写する場合)	モノクロ	1枚につき	10円
	カラー	1枚につき	20円
用紙に出力したもの(日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力する場合)	モノクロ	1枚につき	10円
	カラー	1枚につき	20円

備考

1 1枚の用紙の両面に複写した場合における金額は、2枚として計算する。

2 日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては、日本工業規格A列3番の大きさの用紙に換算した枚数とする。

附 則 (平成28年7月改正)

この条例は、平成28年8月1日から施行する。